

産前産後期間の 国民健康保険税が軽減されます！



軽減の対象となる人

令和5年1月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険加入者本人
※妊娠85日（12週）以上の出産が対象（死産、流産なども含む）

国民健康保険以外の方は、加入している健康保険により制度が異なります

軽減される保険税

出産月または出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から
出産月の翌々月相当分の所得割額と均等割額



…免除対象期間

	3か月前	2か月前	1か月前	出産(予定)月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠の人							
多胎妊娠の人							

（注意）令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
例)							

届出をお願いします！

出産予定日の6か月前から届出いただけます。出産後の届出も可能です。
下記書類をご用意いただき、燕市役所税務課（2階7番窓口）まで提出してください。郵送による届出も受け付けています。

届出に必要なもの

- ①届出書（税務課窓口に用意してあります。燕市ホームページからも入手可能です。）
- ②母子健康手帳または妊産婦医療受給者証（出産（予定）日と単胎・多胎が分かるもの）
- ③個人番号の確認ができるもの（世帯主と出産される人の両方が必要です。）
- ④本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
- ⑤出産される方の国民健康保険証
- ⑥【別世帯の人が届出される場合】世帯主からの委任状

※郵送による届出の場合は、上記①の記入と②～⑤のコピーの添付をお願いします。

【届出先・問い合わせ先】

燕市役所 税務課市民税2係 2階7番窓口

電話：0256-77-8144（係直通） ※受付は開庁日8：30～17：15

